

# 組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2024年7月 VOL. 96

<http://accumulation.or.jp>



組合員の皆様へ

全国的に梅雨に入り、高温・多湿の天候が続いております。今年の夏も酷暑の予報が出ており、今後暑さも本格的となり、真夏日も増えますので、特に屋外作業では熱中症対策を万全に行い、実習生の健康管理に十分留意願います。

## 熱中症対策

- ①規則正しい食生活（3食しっかり摂る）
- ②暑さに備えた体力作り（適度な運動）
- ③小まめな水分補給（1日1.2L）及び塩分摂取
- ④暑さを避ける（帽子着用、小まめな休憩）

## 技能実習責任者講習【更新】お忘れではありませんか

### 3年毎に受講していただく必要があります

技能実習法（平成29年11月1日施行）に基づき、技能実習生を受け入れるには、

**過去3年以内に養成講座を修了した者を技能実習責任者として配置する必要があります。**  
講習を修了していなければ技能実習の認定がおりませんので、必ず期限内に受講願います。

受講完了後、受講証明書は必ず組合までご提出下さい。

なお、技能実習責任者変更の場合「技能実習計画 軽微変更届出書」を機構に提出しなければなりません。上記に併せて組合までご連絡をお願いします。

下記、厚生労働省のHPに技能実習責任者講習を行っている養成講習機関のリストと日程が掲載されております。

それぞれの講習実施機関のHPでご確認頂き、お申込みをお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html>

## 技能実習制度の改正

技能実習に代わる外国人材の新制度「育成就労」を新設する出入国管理法などの改正法が6月14日の参院本会議で可決、成立しました。与党や日本維新の会、国民民主党などが賛成しました。現制度で原則認めていない本人意向の転職ができるようになります。公布後3年以内に施行されます。従来の技能実習制度は原則3年間転職を認めていませんが、劣悪な労働環境に耐えられず失踪する事例も相次ぎました。新制度は業種ごとに1~2年の間で定めた制限期間後は本人の意向で転職できる内容を盛り込みました。日本語や技能などの条件があります。国会審議において転職によって地方から都市部に人材が流出するとの懸念も出ました。衆院では与野党の修正協議の結果、大都市圏に過度に就労が集中しないように「必要な措置を講ずる」と付則に記されました。転職するケースが増えることを見越し、仲介業への監督も強められ、転職のあっせんに関われるのはハローワークや監理支援機関などに限定し、民間の仲介業者は認めません。不法就労などをさせた場合の法定刑も引き上げられます。育成就労は人材育成に加え、人材確保を目的として明記しました。期間は3年間で試験などの条件を満たせば最長5年就労できる特定技能「1号」、その後には在留資格の更新に制限がない「2号」になることも可能です。「2号」は家族を帯同でき将来は永住権も申請出来ます。日本に長期滞在する外国人が増えることを想定して永住許可制度も見直します。税や社会保険料の納付を故意に怠った場合は永住許可を取り消せるようになります。これまでは虚偽の申告などを除き一度下りた許可を取り消す方法がありませんでした。未払いなどがある者を国や地方自治体の職員が通報し、それに基づき入国審査官などが意見聴取をします。事実関係を把握した上で処分を判断します。

外国人労働者の受け入れ窓口となる監理団体も許可基準が厳格になります。名称を「監理支援機関」とし、任意の外部監査人の設置を義務づけます。受け入れ企業と密接な関わりを持つ役員の関与を制限し、中立性や独立性の確保をめざします。

ほかに中長期の在留外国人に携帯を義務化している在留カードを巡り、マイナンバーカードと一体化した「特定在留カード」を発行できるようにする入管法などの改正も決まりました。25年度にも希望者に交付が始められます。

### ベトナム技能実習生の渡航費用

国際協力機構（JICA）はベトナム政府や国際労働機関（ILO）と連携し、同国から来日する技能実習生の負担軽減を図ります。実習生が送り出し機関に支払う費用の半額以上を日本の採用企業が支出する指針をつくります。来日のため多額の借金をする状況には海外から批判がありました。採用過程を見直して国際的な人材獲得につなげるものです。

### 緊急連絡先（24時間）

【事務局】	TEL : 048-755-9591	FAX : 048-755-9827	
【組合職員携帯】	070-1229-0925(日水)	070-3667-8667(杉戸)	090-2323-7188(王)

## 「育成就労」新設 改正法の主な内容

在留資格	技能実習を廃止、育成就労を新設
目的	人材育成と人材確保
期間	3年間。特定技能の水準まで育成
本人意向による転職	①日本語や技能の一定の水準②1～2年の制限期間（具体的な期間は業界ごとに決定）後なら可能
転職仲介業への監督	あっせんに関わるのはハローワーク、監理支援機関。民間は認めない
監理支援機関	外部監査人の設置義務
永住許可	納税などを故意に怠った場合、取り消し可能